

第一章 序論

1-1 本研究の背景

今後ごみ処理施設の老朽化が進むなかで、処理場の建て替えとその場所をめぐる問題、すなわち処理場周辺地区の環境的不公正が継続するの否かという問題が各地で起こることが想定されている¹⁾。また、地域社会に必要な施設でありながら、住民から拒否反応を示される施設、たとえば下水処理施設やごみ処理施設、斎場などの立地計画は、社会的にも最も重要な問題とされている²⁾。

そのように、その建設の必要性は誰もが認めるが、自らの居住地に近接して造られることには多くの人々が反対を唱える公共施設を「迷惑施設」あるいは「嫌忌施設」と言う³⁾。そうした施設の典型例が、一般廃棄物の処理を行うごみ処理施設である。ごみ処理施設は、悪臭、煙害、交通問題等に起因するイメージが良くないために、施設の建設にあたって地域社会とのあつれきや紛争が生じる事例が全国的に少なからず見られている。それ故に、施設建設に当たっては用地の確保、周辺住民の理解と協力を得ることに困難を伴うことが多い⁴⁾。このような反対運動は、新規ごみ処理施設の立地場所の選定過程の不透明さや情報の公開不足をきっかけとしていることが多いと考えられている⁵⁾。

廃棄物処理施設の設置の際、住民の理解や協力を得る過程において、従来、行政側では施設の安全性を強調し住民還元施設という形で利益供与するなど、主として行政主導型のプロセスが進められてきた。しかし、近年では、環境問題をめぐる行政と住民との関係が対抗的関係から協力的関係へとシフトするなかで⁶⁾、公共事業を行う際には事業の計画過程や計画の妥当性についての説明責任を果たすことや、住民との合意形成の必要性が重要視されている⁵⁾。また、立地選定後に地域住民の了解を得るという、従来の施設立地形式は、市民の環境意識の高まりと共に益々困難となってきたことから、立地候補地を地域住民から提案してもらう公募形式が、高レベル廃棄物処分場やPFI方式の産業廃棄物処分場で取り入れられつつあり、新たな施設立地のあり方として注目されている⁷⁾。

ごみ処理施設用地選定の合意形成に関する先行研究として、清水の「廃棄物処理施設の立地と住民合意形成」³⁾や、石坂らの「公募形式による一般廃棄物処理施設の適地選定」⁷⁾があるが、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理はされていない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は以下の2つである。

目的1：ごみ処理施設用地選定の現状把握

目的2：ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、今後、ごみ処理施設を新しく立地建設する市町村や、広域組合の参考

資料となることである。

1-4 本研究の方法

本研究の目的を以下のような方法で達成する。

(1) 文献調査

新規ごみ処理施設建設における用地選定やその際の合意形成の現状について、文献調査を行う。

(2) 近江八幡市市民部新施設整備推進室への予備ヒアリング調査

滋賀県近江八幡市市民部新施設整備推進室担当者を対象に、本アンケート調査票作成に向け、調査票に関する相談や、近江八幡市のごみ処理施設用地選定について調査する。

(3) 全国の事業主体への本アンケート調査

環境省の循環型社会形成推進交付金サイト⁸⁾に記載されている内示情報より、エネルギー回収推進施設か、最終処分場の少なくともどちらか一方で交付金を受け取っている321の事業主体（市町村174主体+広域組合147主体）を対象に本アンケート調査を行う。

(4) 全国の事業主体への追加アンケート調査

本アンケート調査に回答があった129の事業主体を対象に、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について、追加アンケート調査を行う。

(5) 考察

以上の調査結果を踏まえて、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について整理する。

1-5 本研究の構成

本研究の構成は以下のとおりである。

第一章 本研究の背景・目的・意義・方法・構成・用語について記述する。

第二章 本研究の対象であるごみ処理施設用地選定の概要について記述する。

第三章 本研究の目的を達成するための調査対象および調査方法について記述する。

第四章 調査結果に基づき、ごみ処理施設用地選定の現状について記述する。

第五章 調査結果に基づき、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について記述する。

第六章 本研究の結論と今後の課題について記述する。

1-6 本研究における用語の定義

本研究での主な用語について説明する。

・事業主体

本研究で「事業主体」とは、市町村及び広域組合を指す。

・広域組合

本研究で「広域組合」とは、ごみ処理を複数の市町村で実施する組合を指す。

- ・ごみ処理施設
本研究で「ごみ処理施設」とは、エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設，高効率ごみ発電施設）と最終処分場を指す。
- ・応募形式によるごみ処理施設用地選定
本研究で「応募形式によるごみ処理施設用地選定」とは，地域住民からの応募によって，ごみ処理施設の建設候補地を決定することを指す。
- ・応募
本研究で「応募」とは，「公募」と同様の意味を指す。
- ・新施設
本研究で「新施設」とは，本研究の調査対象地域それぞれの調査対象施設を指す。
- ・旧施設
本研究で「旧施設」とは，本研究の調査対象地域それぞれの調査対象施設である新施設より，1つ古い施設を指す。

<参考文献>

- 1) 新井智一：東京都小金井市における新ごみ処理場建設場所をめぐる問題，地学雑誌，120(4)，pp.676-691(2011)
- 2) 檜原士郎：地域施設の適正配置に関する研究，日本建築学会近畿支部研究報告集，52(19)，pp.265-268(1979)
- 3) 清水修二：廃棄物処理施設の立地と住民合意形成，福島大学地域創造，14(1)，pp.3-13(2002)
- 4) 戴萍萍：廃棄物処理場の立地を巡る住民参加について—久留米市宮の陣新ごみ処理施設建設問題を事例に一，日本地理学会発表要旨集，2014a，pp.1(2014)
- 5) 高瀬達夫，藤原俊，小山健：合意形成のためのCVMを用いたごみ処理施設建設の補償評価に関する研究，建設マネジメント研究論文集，15，pp.91-102(2008)
- 6) 金今善：廃棄物処理施設の建設をめぐる紛争と行政対応のあり方(一)，法学会雑誌，47(2)，pp.195-228(2007)
- 7) 石坂薫，田中勝：公募形式による一般廃棄物処理施設の適地選定，第18回廃棄物学会研究発表会講演論文集，18，(2007)
- 8) 環境省循環交付金サイト：内示情報<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/>，2016-1-12

第二章 ごみ処理施設用地選定の概要

2-1 はじめに

本章では、本研究の対象であるごみ処理施設用地選定の概要について、文献やウェブサイト情報に基づいて述べる。

2-2 ごみ処理施設の現状¹⁾

2-2-1 ごみ焼却施設の整備状況

2013年度末のごみ焼却施設数は表2-1より1,172施設(うち2013年度中の新設は29施設)であり、処理能力の合計は182,683トン/日である。そして、図2-1に示すように、ごみ焼却施設数は減少している。また、1施設当たりの処理能力は微増しており、発電設備を有する施設は全体の28.0%をしめ、総発電能力は増加している。

表 2-1 ごみ焼却施設の種類別施設数・処理能力

施設の種類	焼却(ガス化溶融・改質, 炭化, その他以外)	ガス化溶融・改質	炭化	その他	合計
施設数	1,056	97	4	15	1,172
処理能力(トン/日)	163,321	17,946	176	1,240	182,683

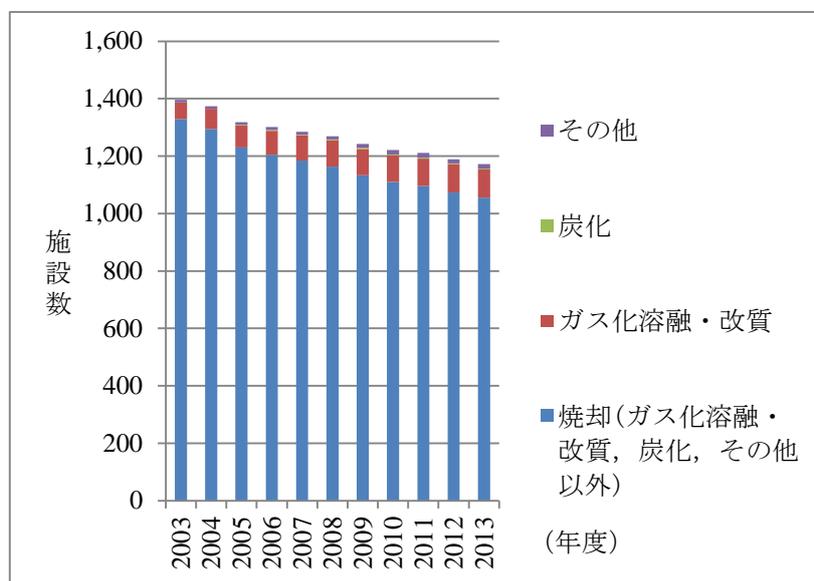


図 2-1 ごみ焼却施設の種類別施設数の推移

2-2-2 最終処分場の整備状況¹⁾

一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移について、以下の表2-2に示す。2013年度末、一般廃棄物最終処分場は1,723施設(うち2013年度中の新設は20施設で、稼働前

の 10 施設を含む)、残余容量は 107,410 千 m³ であり、減少傾向である。残余年数は全国平均で 19.3 年である。大都市圏における残余年数の状況については、首都圏では 21.6 年(2012 年は 22.0 年)、近畿圏注では 17.9 年(2012 年は 17.4 年)であった。そして関東ブロック、中部ブロック等では、最終処分場の確保が十分にできず、域外に廃棄物が移動し、最終処分が広域化している傾向にある。

表 2-2 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移

年度	最終処分場数	埋立面積 (千m ²)	全体容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)	残余年数 (年)
2003	2,039	48,695	471,943	144,816	14.0
2004	2,009	47,554	449,493	138,259	14.0
2005	1,843	45,634	449,203	132,976	14.8
2006	1,853	45,972	457,217	130,359	15.6
2007	1,831	44,949	449,458	122,015	15.7
2008	1,823	45,237	455,788	121,842	18.0
2009	1,800	45,301	461,095	116,044	18.7
2010	1,775	45,059	460,610	114,458	19.3
2011	1,772	45,111	461,086	111,346	18.9
2012	1,742	45,314	459,004	112,255	19.7
2013	1,723	44,125	464,829	107,410	19.3

2-3 ごみ処理施設用地選定について

2-3-1 ごみ処理施設の用地・建設

ごみ処理施設は、特定の施設を永遠に使い続けることはできない。焼却施設には機械としての寿命があり、最終処分場には埋立容量という寿命があるからである。そのため、現在のごみ処理施設の稼働開始がある程度の年数が経過した時点で、次の新規の施設の立地・建設の検討が必要になる。ごみは絶え間なく排出されるので、その処理を現在のごみ処理施設で実施しながら、それと並行して、次の新規施設の検討が必要となるのである。

ただしごみ処理施設の立地建設には、長い年月が必要となる。ごみ処理施設は、「必要性は理解できるが、自分のところに立地されるのは反対」となりがちな、「迷惑施設」の一種であるため、特に、立地場所の選定に時間がかかるのである²⁾。また、卒業研究開始当初に実施した事前アンケート調査^{注1)}において、「広域での協議の際に最も合意に時間がかかったものは何ですか。」という問いに対して、有効回答した 81 主体の内 42 主体が「ごみ処理施設の用地」と回答した。この結果からも、用地選定に多くの時間を費やしていることが明らかとなっている。

2-3-2 ごみ処理施設用地選定における合意形成

本研究の背景でも述べたように、近年では、公共事業を行う際には事業の計画過程や計画の妥当性についての説明責任を果たし、そのうえ住民との合意形成の必要性が重要視されている³⁾。そのような中で、近年は焼却施設にしても最終処分場にしても、主に住民の反

対運動の激化による立地難が深刻化し、適正な処理が困難な事態も予想される事態に至っており、住民反対運動の原因について、住民側は「用地選定手法」や「情報公開」等の合意形成手法を問題にしているという傾向も見受けられる⁴⁾。

このようなことから、ごみ処理施設用地選定を進めていく過程で、地域住民との合意を形成していくことは必要不可欠であると考えられる。

2-3-3 応募形式によるごみ処理施設用地選定

2-3-3-1 応募形式によるごみ処理施設用地選定の概要

応募形式による用地選定とは、建設候補地を応募により募集し、その中から建設用地を選定する方式である。応募にあたっては、土地所有者である個人ではなく、自治会内での合意形成を条件としている事例が多くなっている。また、応募資格や応募条件の設定、候補地選定基準の設定及び候補地選定については、行政が主体となっていく場合と、委員会方式により行われる場合がある⁵⁾。

2-3-3-2 彦根愛知犬上広域行政組合の事例

彦根愛知犬上広域行政組合は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町により組織され、2010年に設立した広域行政組合である⁶⁾。この組合が存在する地域では、2001年から関係市町で協議を進めてきたが、現在まで未だ建設候補地が決定していない。そのため、建設候補地の選定方法を改めることにし、地域住民からの応募形式に変更することとした⁷⁾。そして、2014年8月に「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を設置し、2015年10月15日に応募を開始した。2015年11月に応募に関する説明会の実施や、2015年12月に他地域の施設見学会の実施といった、地域住民の応募を促進するような活動も実施している。応募の終了日は2016年7月29日を予定しており⁸⁾、2015年12月の時点において、応募された用地の評価方法について検討している⁸⁾。

2-4 まとめ

第二章では、ごみ処理施設の現状や、ごみ処理施設用地選定、その際に必要な合意形成について説明した。ごみ処理施設用地選定には、地域住民との合意形成が必要不可欠であるため、用地選定における合意形成の過程を整理することで、合意形成を促進できると考えた。本研究では、ごみ処理施設の用地選定における合意形成について調査していく。

[注]

注 1) 卒業研究開始当初はテーマを「ごみ処理の広域化における成功要因の解明」としており、このテーマ時に事前アンケート調査を実施した。調査対象は環境省の循環型社会形成推進交付金サイト⁹⁾に記載されている内示情報より、エネルギー回収推進施設か、

最終処分場の少なくともどちらか一方で交付金を受け取っている 321 の事業主体を選定した。なお、テーマ変更となったため、上記の事前アンケート調査の内容や結果は卒業論文の本文に記載していない。

<参考文献>

- 1) 環境省：廃棄物処理技術情報<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html> , 2016-1-12
- 2) 金谷健：ごみ処理の実情と課題, 『くらしと協同』 冬号, 15, pp.35-39(2015)
- 3) 高瀬達夫, 藤原俊, 小山健：合意形成のための CVM を用いたごみ処理施設建設の補償評価に関する研究, 建設マネジメント研究論文集, 15, pp.91-102 (2008)
- 4) 財団法人日本環境衛生センター：自治体における政策決定プロセスのあり方—合意形成に重点を置いて—<<http://www.jesc.or.jp/environmentS/report/for21century/img/03.pdf>> , 2016-1-12
- 5) 恵那市：処理方式の決定, 建設用地の選定方法, 第 4 回恵那市ごみ処理施設整備検討委員会資料, 2014-1-31
- 6) 彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室：お知らせ, <http://www.genaiken-kouiki.jp/soshiki_view.phpso_cd1=1&so_cd2=4&so_cd3=0&so_cd4=0&so_cd5=0> , 2016-1-12
- 7) 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会：応募者資格・応募条件について(案), 第 2 回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会資料, 2015-3-16
- 8) 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会：応募地の評価方法について, 第 7 回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会資料, 2015-12-25
- 9) 環境省循環交付金サイト：内示情報<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/> , 2016-1-12

第三章 調査対象および調査方法

3-1 はじめに

本章では、本研究の目的を達成するための、調査対象及び調査方法について述べる。

3-2 近江八幡市への予備ヒアリング調査

本アンケート調査票作成に向けて、ごみ処理施設用地選定に応募形式を実施した滋賀県近江八幡市市民部新施設整備推進室の協力を得て、予備ヒアリング調査を実施した。

3-2-1 調査対象

滋賀県近江八幡市市民部新施設整備推進室担当者 2 名に対して、近江八幡市のごみ処理施設の用地選定方法や用地選定のそれまでの過程、本アンケート調査票について聴取した。なお、調査実施日は 2015 年 7 月 7 日である。

3-2-2 調査内容および調査結果

主な意見として、①既存施設を現地建て替えできる場合は他に用地を探す必要はないので、現地建て替えか移転かを聞くべきであること。②移転の場合は住民の不安が多いので、不安を払拭するために住民に対する説明会は必須であること。③ごみ処理施設の用地選定において、応募形式を用いている自治体は現在ではまだ少ないかもしれないこと。④用地選定の協議を開始した時期と終了した時期を質問するならば、回答者の考えによってずれがないように質問すべきであること。⑤反対運動は何をもって表すのか定義づけが難しいため、住民からの意見・要望とすべきであることがあげられた。

3-3 本アンケート調査

3-3-1 調査対象

調査対象は、環境省の循環型社会形成推進交付金サイト¹⁾に記載されている内示情報(2014年10月時点)より、エネルギー回収推進施設か、最終処分場の少なくともどちらか一方で交付金を受け取っている市町村 174 主体と、広域組合 147 主体の合計 321 主体にした。

3-3-2 調査内容

ごみ処理施設用地選定の合意形成に関する先行研究及び、予備ヒアリング調査を踏まえ、全国の事業主体でごみ処理施設用地選定やそれに関わる合意形成がどのように実施されているのか、現状を把握するため、メールまたは郵送によって本アンケート調査を行った。なお、調査期間は2015年8月22日から2015年9月30日までである。以下の表3-1に本アンケート調査票質問項目を示す。また、付録1に本アンケート調査票質問項目を記載する。

表 3-1 本アンケート調査票質問項目

基礎情報	問1	施設の名称・種類
	問2	施設を利用する対象市町村
	問3	施設全体の敷地面積
	問4	施設の現在の段階
	問5	施設の用地選定に関する時期
	問6	現地建て替えの有無
	問7	応募形式の有無・理由
用地選定における情報公開	問8	地域住民への情報公開の有無・時期・手段・理由
用地選定以前の説明会	問9	用地選定以前の地域住民への説明会の有無
施設見学会		説明会の回数・総時間・開催箇所数・反対者の納得の有無
選定委員会	問10	他地域のごみ処理施設見学会の有無
応募の募集期間	問11	外部の専門家を含めた選定委員会の有無・時期・構成
		施設用地を応募する以前の募集告知の有無・時期・手段
	問12	応募に関する説明会の回数・総時間・開催箇所数・反対者の納得の有無
応募者資格	問13	施設用地の募集の時期
	問14	応募の件数
応募条件	問15	誰に応募者資格があるか
	問16	応募にはだれの同意が必要か
応募された用地の選定	問17	土地取得に関する記載の有無・内容
	問18	応募用地周辺住民への同意の必要性の有無
問19		周辺範囲の設定の有無・具体的な範囲
	明確な評価基準の有無・重視した点	
	評価基準への地域住民の意見の取り入れの有無	
問20	評価基準における説明会の回数・総時間・開催箇所数・反対者の納得の有無	
	現地調査の有無・内容	
地域振興策	問21	地域振興策の有無
		地域振興策の対象地域
		地域振興策の上限額の有無
		地域振興策の支出方法
	問22	地域振興策に関する説明会の回数・総時間・開催箇所数・反対者の納得の有無
地域住民の反対	問23	地域振興策以外の優遇措置の有無・内容
		地域住民の反対の意見・要望の有無・内容
応募形式でない場合	問24	地域住民の反対の意見・要望の解消方法
		応募形式の検討の有無
	問25	応募形式を実施しなかった理由
問26	用地選定方法の内容	

3-3-3 返信結果

事業主体 321 主体に本アンケート調査票を送付し、回答があったのは 129 主体であり、返信状況は 40%であった。

3-4 追加アンケート調査

3-4-1 調査対象

3-3 の本アンケート調査結果より，回答があった 129 主体を対象とする。

3-4-2 調査内容

本アンケート調査においては，ごみ処理施設用地選定の現状について主に調査した。そこで，ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について，メールまたは郵送によって，追加アンケート調査を行った。なお調査期間は，2015 年 11 月 10 日から 2015 年 12 月 11 日までである。以下の表 3-2，表 3-3，表 3-4，表 3-5，表 3-6 に追加アンケート調査票質問項目を示す。表 3-2 は，「応募形式を実施した事業主体」への追加アンケート調査票質問項目，表 3-3 は，「応募形式を検討し，現地建て替えを実施した事業主体」への追加アンケート調査票質問項目，表 3-4 は，「応募形式を検討し，行政主導によって候補地を選出した事業主体」への追加アンケート調査票質問項目，表 3-5 は，「応募形式を検討せず，現地建て替えを実施した事業主体」への追加アンケート調査票質問項目，表 3-6 は，「応募形式を検討せず，行政主導によって候補地を選出した事業主体」への追加アンケート調査票質問項目である。また，付録 2，付録 3，付録 4，付録 5，付録 6，にそれぞれの追加アンケート調査票質問項目を記載する。

表 3-2 応募形式を実施した事業主体への追加アンケート調査票質問項目

検討した用地選定方法	問1	「応募形式」による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無
	問2	他に検討した用地選定方法の内容
旧施設	問3	土地は購入地か借地か
	問4	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問5	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問6	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問7	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
新施設	問8	土地は購入地か借地か
	問9	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問10	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問11	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問12	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
他地域のごみ処理施設見学会	問13	他地域のごみ処理施設見学会の有無
	問14	他地域のごみ処理施設見学会の実施時期
	問15	他地域のごみ処理施設見学会の参加対象
	問16	他地域のごみ処理施設見学会の参加人数
	問17	他地域のごみ処理施設見学会による住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の有無
	問18	住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の内容
専門家による講演会	問19	専門家による講演会の有無
隣接自治会への同意	問20	「応募用地が存在する自治会に隣接する自治会」への同意の必要性の有無
地域住民からの意見書	問21	地域住民からの意見書の募集の有無
	問22	地域住民からの意見書やそれに対する回答の公表の有無

表 3-3 応募形式を検討し、現地建て替えを実施した事業主体への
追加アンケート調査票質問項目

検討した用地選定方法	問1	「現地建て替え」実施以前の他の用地選定方法の検討の有無
	問2	他に検討した用地選定方法の内容
	問3	現地建て替えの種類
旧施設	問4	土地は購入地か借地か
	問5	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問6	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問7	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
新施設	問8	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
	問9	土地は購入地か借地か
	問10	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問11	地主との立地年数に関する約束事の内容
他地域のごみ処理施設見学会	問12	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問13	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
	問14	他地域のごみ処理施設見学会の有無
	問15	他地域のごみ処理施設見学会の実施時期
	問16	他地域のごみ処理施設見学会の参加対象
専門家による講演会	問17	他地域のごみ処理施設見学会の参加人数
	問18	他地域のごみ処理施設見学会による住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の有無
	問19	住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の内容
隣接自治会への同意	問20	専門家による講演会の有無
地域住民からの意見書	問21	「応募用地が存在する自治会に隣接する自治会」への同意の必要性の有無
	問22	地域住民からの意見書の募集の有無
	問23	地域住民からの意見書やそれに対する回答の公表の有無

表 3-4 応募形式を検討し、行政主導によって候補地を選出した事業主体への追加アンケート調査票質問項目

検討した用地選定方法	問1	「行政主導による候補地の選出」による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無
	問2	他に検討した用地選定方法の内容
	問3	新施設の建設場所
旧施設	問4	土地は購入地か借地か
	問5	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問6	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問7	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問8	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
新施設	問9	土地は購入地か借地か
	問10	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問11	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問12	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問13	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
他地域のごみ処理施設見学会	問14	他地域のごみ処理施設見学会の有無
	問15	他地域のごみ処理施設見学会の実施時期
	問16	他地域のごみ処理施設見学会の参加対象
	問17	他地域のごみ処理施設見学会の参加人数
	問18	他地域のごみ処理施設見学会による住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の有無
	問19	住民のごみ処理施設建設に対する考え方の変化の内容
専門家による講演会	問20	専門家による講演会の有無
隣接自治会への同意	問21	「応募用地が存在する自治会に隣接する自治会」への同意の必要性の有無
地域住民からの意見書	問22	地域住民からの意見書の募集の有無
	問23	地域住民からの意見書やそれに対する回答の公表の有無

表 3-5 応募形式を検討せず、現地建て替えを実施した事業主体への
追加アンケート調査票質問項目

検討した用地選定方法	問1	「現地建て替え」実施以前の他の用地選定方法の検討の有無
	問2	他に検討した用地選定方法の内容
	問3	現地建て替えの種類
旧施設	問4	土地は購入地か借地か
	問5	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問6	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問7	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
新施設	問8	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
	問9	土地は購入地か借地か
	問10	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問11	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問12	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問13	地元自治会との立地年数にする約束事の内容

表 3-6 応募形式を検討せず、行政主導によって候補地を選出した事業主体への
追加アンケート調査票質問項目

検討した用地選定方法	問1	新施設の建設場所
旧施設	問2	土地は購入地か借地か
	問3	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問4	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問5	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問6	地元自治会との立地年数にする約束事の内容
新施設	問7	土地は購入地か借地か
	問8	地主との立地年数に関する約束事の有無
	問9	地主との立地年数に関する約束事の内容
	問10	地元自治会との立地年数にする約束事の有無
	問11	地元自治会との立地年数にする約束事の内容

3-4-3 返信結果

事業主体 129 主体に追加アンケート調査票を送付し、回答があったのは 108 主体であり、返信状況は 84%であった。

3-5 本アンケート調査と追加アンケート調査の関係

第四章では本アンケートの結果より、ごみ処理施設用地選定の現状把握について、第五章では本アンケートと追加アンケート（主に追加アンケート）の結果より、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について記述する。第四章と第五章でそれぞれ記述することについて、その関係の本アンケート調査項目と追加アンケート調査項目を用いて表に示す。

表 3-7 本アンケート調査と追加アンケート調査の関係

アンケート種類	第四章	第五章
本アンケート調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎情報 ■用地選定における情報公開 ■選定委員会 ■応募の募集期間 ■応募者資格 ■応募条件 ■応募された用地の選定 ■応募形式でない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■用地選定における情報公開 ■応募条件 ■地域振興策 ■地域住民の反対
追加アンケート調査項目	(該当調査項目なし)	<ul style="list-style-type: none"> ■検討した用地選定方法 ■旧施設 ■新施設 ■他地域のごみ処理施設見学会 ■隣接自治会への同意

<参考文献>

- 1) 環境省循環交付金サイト：内示情報<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/>,
2016-1-12

第四章 ごみ処理施設用地選定の現状把握

4-1 はじめに

本章では、第二章で取り上げた現在のごみ処理施設用地選定において、環境省の循環型社会形成推進交付金サイトに記載されている内示情報（2014年10月時点）より、エネルギー回収推進施設か、最終処分場の少なくともどちらか一方で交付金を受け取っている市町村174主体と、広域組合147主体の合計321主体に焦点をおき、その現状を把握する。

4-2 本章の目的

ごみ処理施設用地選定の現状把握（目的1）を目的とする。

4-3 調査対象

3-3（本アンケート調査）で述べた通りである。

4-4 調査方法

3-3（本アンケート調査）で述べた通りである。

4-5 調査結果および考察

本アンケート調査結果をもとに考察を行う。

4-5-1 ごみ処理施設用地選定方法の全体傾向について

4-5-1-1 現地建て替えの実施有無

まず、本アンケート調査から、ごみ処理施設用地選定における、現地建て替えの実施有無について、表4-1に示す。表4-1より、現地建て替えを実施していない事業主体が73主体あり、全体の58%を占めていることが分かる。

表4-1 現地建て替えの実施有無（n=125）

現地建て替え実施有無	回答数	回答率
現地建て替え	52	42%
現地建て替えでない	73	58%
合計	125	100%

4-5-1-2 応募形式の実施有無

本アンケート調査から、ごみ処理施設用地選定における、応募形式の実施有無について、表4-2に示す。表4-2より、応募形式を実施した事業主体は5主体で、全体の4%であり非常に少ないことが分かる。この結果から、今後、応募形式によるごみ処理施設用地選定の実施

拡大の余地はかなりあると考えられる。この5主体をそれぞれA市、B市、C組合、D組合、E連合と以下表記する。そして、その5主体の属性について表4-3に示す。また、C組合、D組合、E連合の詳しい属性について、表4-4に示す。

表4-2 応募形式の実施有無 (n=121)

応募形式の実施有無	回答数	回答率
応募形式有り	5	4%
応募形式無し	116	96%
合計	121	100%

表4-3 応募形式を実施した5主体の属性 (n=5)

事業主体	地域	施設利用人口	施設利用地域全体の面積	施設の種類	施設面積
A市	中部	約4万人	約100km ²	マテリアルリサイクル推進施設, エネルギー回収推進施設	約17,000m ²
B市	近畿	約7万人	約153km ²	マテリアルリサイクル推進施設, エネルギー回収推進施設	約46,000m ²
C組合	関東	約17万人	約191km ²	エネルギー回収推進施設	約26,000m ²
D組合	九州	約11万人	約963km ²	マテリアルリサイクル推進施設, エネルギー回収推進施設	約40,000m ²
E連合	中部	約4万人	約1,022km ²	マテリアルリサイクル推進施設, エネルギー回収推進施設	約30,000m ²

表4-4 C組合、D組合、E連合の詳しい属性 (n=3)

事業主体	施設利用市町村構成	市町村別人口			市町村別面積		
		I市	II市	III町	I市	II市	III町
C組合	2市1町	約9万人	約6万人	約2万人	約124km ²	約35km ²	約32km ²
		IV市	V市	VI市	IV市	V市	VI市
D組合	3市	約6万人	約2万人	約3万人	約439km ²	約206km ²	約318km ²
		VII市	VIII村	IX村	VII市	VIII村	IX村
E連合	1市2村	約3万人	約5千人	約5千人	約565km ²	約189km ²	約268km ²

4-5-1-3 ごみ処理施設用地選定方法の近年の動向

応募形式と現地建て替え、施設建設用地決定年に関する問全てに回答があった事業主体について、その関係を表4-5に示す。表4-5より、2011～2015年では、新施設の建設において現地建て替えを実施した事業主体が19主体あり、最も多いことが分かる。

表4-5 ごみ処理施設用地選定方法と施設建設用地決定年のクロス集計表 (n=70)

応募形式の有無	現地建て替えの有無	施設建設用地決定年			合計
		～2005	2006～2010	2011～2015	
応募有り	—	0	1	3	4
応募無し	現地建て替え	4	3	19	26
	現地建て替えでない	16	16	8	40
合計		20	20	30	70

そして、次に現地建て替えを実施した事業主体を除いた場合を考える。表4-6より、2011～2015年において、11主体のうち3主体が用地選定に応募形式を実施しており、この5年間に於いて全体の27%を占めていることが分かる。そして、2006～2010年において、17主体のうち1主体が用地選定に応募形式を実施しており、この5年間に於いて全体の6%を占めていることが分かる。最後に、～2005年においては、16主体のうち、用地選定に応募形式を実施している事業主体はないことが分かる。この結果から、応募形式を実施している事業主体の割合は、過去と比べて増加していることが分かる。また、表4-6より、応募形式を実施した事業主体が増加し、応募形式を実施していない事業主体が減少していることから、今後、現地建て替えを実施しなかった場合におけるごみ処理施設の用地選定では、応募形式の割合がさらに増加するのではないかと考えられる。

表4-6 ごみ処理施設用地選定方法（現地建て替えを除く）と施設建設用地決定年のクロス集計表 (n=44)

応募形式の有無	現地建て替えの有無	施設建設用地決定年			合計
		～2005	2006～2010	2011～2015	
応募有り	—	0(0%)	1(6%)	3(27%)	4(9%)
応募無し	現地建て替えでない	16(100%)	16(94%)	8(73%)	40(91%)
合計		16(100%)	17(100%)	11(100%)	44(100%)

※（ ）内は各合計に対する割合を示す

4-5-2 応募形式によるごみ処理施設用地選定

4-5-2-1 応募形式を実施した理由

本アンケート調査結果から、応募形式を実施した理由について、表4-7に示す。

表4-7 応募形式の実施理由 (n=5) ※複数回答可

応募形式の実施理由	回答数	回答率	該当事業主体
行政主導では不可能と考えたため	4	80%	A市, B市, C組合, E連合
現地建て替えが不可能だったため	2	40%	C組合, D組合
応募の見込みがあると考えたため	2	40%	B市, C組合
近隣の地域で応募形式が採用された事例があったため	2	40%	B市, D組合
その他	0	0%	

表4-7より、応募形式を実施した理由として、「行政主導では不可能と考えたため」と選択している事業主体が最も多く4主体あり、80%を占めている。この結果から、応募形式を実施した多くの事業主体では、行政主導ではごみ処理施設用地選定が不可能と考えたことが分かる。また、このことから、人々の環境意識が高くなっている現代において、これらの事業主体では、行政主導で用地選定を実施することが不可能と考えた結果、より地域住民が主導である応募形式という用地選定方法を選択したのではないかと考えられる。

4-5-2-2 ごみ処理施設用地選定委員会

本アンケート調査結果から、外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無について、表4-8に示す。表4-8より、外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は3主体であり、60%を占めていることが分かる。

表4-8 外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無 (n=5)

選定委員会の有無	回答数	回答率	該当事業主体
選定委員会有り	3	60%	A市, C組合, D組合
選定委員会無し	2	40%	B市, E連合
合計	5	100%	

次に、外部の専門家を含めた用地選定委員会があると回答した3主体の、用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間と、開催回数についてそれぞれ表4-9、表4-10に示す。

表4-9 外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間
(平均値等, 単位: ヶ月, n=3)

事業主体	選定委員会の開催期間
A市	7.0
C組合	17.0
D組合	2.0
平均値	8.7
標準偏差	7.6

表4-10 外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数 (平均値等, 単位: 回, n=3)

事業主体	選定委員会の開催回数
A市	12.0
C組合	17.0
D組合	3.0
平均値	10.7
標準偏差	7.1

表4-9より、外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間はA市で7ヶ月、C組合で17ヶ月、D組合で2ヶ月であり、平均値は8.7ヶ月、標準偏差は7.6ヶ月という結果となった。次に表4-10より、外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数はA市で12回、C組合で17回、D組合で3回であり、平均値は10.7回、標準偏差は7.1回という結果となった。

それぞれの事業主体の用地選定委員会の構成について、表4-11に示す。表4-11より、3主体全ての事業主体において、学識経験者が委員会に含まれていることが分かる。E連合では外部の専門家を含めた用地選定委員会は存在しないが、用地選定委員会はあり、その選定委員が、学識経験者から意見聴取を行っていることが本アンケート調査から明らかとなっている。これらのことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定は、学識経験者の意見を参考に実施することが重要なのではないかと考えられる。さらに、4-5-1-2、4-5-1-3より、現在では、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体は少なく、今後増加していくことが考えられる用地選定方法であることから、学識経験者の専門的な知識が非常に重要なのではないかと考察できる。

表4-11 外部の専門家を含めた用地選定委員会の構成（単位：人，n=3）

事業主体	学識経験者	専門委員	応募委員	環境衛生委員	地域代表	その他	合計
A市	1	0	1	2	1	5	10
C組合	4	0	10	0	0	1	15
D組合	4	0	0	0	0	3	7

本アンケート調査から、用地選定委員会の構成に関する情報公開と、用地選定委員会の議事録に関する情報公開について、それぞれ表4-12、表4-13に示す。

表4-12 用地選定委員会の構成に関する情報公開（n=4）

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP，自治体の広報誌
C組合	すぐに公開	組合HP，組合広報紙，関係市町HP，関係市町広報紙
D組合	公開なし	
E連合	すぐに公開	広域組合のHP

表4-13 用地選定委員会の議事録に関する情報公開（n=4）

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP，自治体の広報誌
C組合	すぐに公開	広域組合のHP
D組合	公開なし	
E連合	一定の時間が経過後公開	広域組合のHP

表4-12より、A市とC市とE連合では、用地選定委員会の構成に関する情報をすぐに公開していることが分かる。また、その公開手段としては、それぞれの事業主体のHPで公開されていることが多いと分かる。そして、表4-13より、A市とC組合では、用地選定委員会の議事録に関する情報をすぐに公開しており、E連合では一定の時間が経過後公開していることが分かる。以上の結果より、用地選定委員会に関する情報公開においては、用地選定委員会がある4主体のうち、3主体で情報公開され、75%を占めていることが分かる。このことから、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体においては、多くの事業主体において、用地選定委員会の情報を公開していることが考えられる。

4-5-2-3 応募形式に関する住民説明会

本アンケート調査結果から、応募形式に関する住民説明会の有無について、表4-14に示す。表4-14より、応募形式に関する住民説明会を実施した事業主体は4主体あり、80%を占めていることが分かる。そして、その4主体のうち3主体で、説明会を実施することで、地域住民に応募形式という用地選定方法に関して、概ね納得してもらったことが分かった。このことから、説明会を実施することで地域住民との合意形成を促進することができるのではないかと考えられる。実際に、「事業の性質からして100%の納得を得ることは困難だが、説明会によって概ね理解いただけた。」という意見もあった。また、応募形式に関する住民説明会が実施されていないB市でも、「意向確認の文書」によって、住民へ応募形式に関する説明を実施したことが分かった。

表4-14 応募形式に関する住民説明会の有無 (n=5)

説明会の有無	回答数	回答率	該当事業主体
説明会有り	4	80%	A市, C組合, D組合, E連合
説明会無し	1	20%	B市
合計	5	100%	

4-5-2-4 応募用地の募集

本アンケート調査結果から、ごみ処理施設用地を応募する以前の地域住民への募集の告知の有無について、表4-15に示す。表4-15より、全ての事業主体がごみ処理施設用地を応募する以前に、募集の告知を行っていることが分かる。

表4-15 ごみ処理施設用地を応募する以前の地域住民への募集の告知の有無 (n=5)

募集の告知の有無	回答数	回答率	該当事業主体
募集の告知有り	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
募集の告知無し	0	0%	
合計	5	100%	

次に、地域住民への募集の告知の手段について、表4-16に示す。表4-16より、市町村のHPで募集を告知する事業主体が4主体と最も多いことが分かる。また、広域組合においても、広域組合のHPだけでなく、組合を構成するそれぞれの市町村のHPに募集の告知を行っていることが分かる。その他の内容としては、B市では「連合自治会を通じて市内全自治会へ意向確認の文書を配布」、C組合では「組合広報紙、関係市町広報紙」、D組合では「自治会の回覧」であった。

表4-16 地域住民への募集の告知の手段 (n=5) ※複数回答可

募集の告知の手段	回答数	回答率	該当事業主体
市町村のHP	4	80%	A市, C組合, D組合, E連合
広域組合のHP	2	40%	C組合, E連合
地域情報誌	2	40%	A市, E連合
地域新聞	1	20%	A市
折り込みチラシ	0	0%	
その他	3	60%	B市, C組合, D組合

4-5-2-5 応募者資格

本アンケート調査結果から、応募者資格について、表4-17に示す。表4-17より、全ての事業主体において、地域の代表者（自治会長）には応募者資格があることが分かる。

表4-17 応募者資格 (n=5) ※複数回答可

応募者	回答数	回答率	該当事業主体
地域の代表者（自治会長）	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
地権者	2	40%	C組合, E連合
その他	0	0%	

次に、それぞれの応募者が応募するために必要な同意について、表4-18に示す。

表4-18 応募者が応募に必要な同意 (n=5)

事業主体	地域の代表者（自治会長）の場合	地権者の場合
A市	地権者	
B市	その地域の住民の総意	
C組合	地権者全員の同意が条件	地権者全員の連名による応募が条件
D組合	土地所有者	
E連合	地域住民（自治会加入者）	地権者（相続人）

表4-18より、地域の代表者（自治会長）が応募する場合は、地権者の同意が必要な場合と、地域住民の同意が必要な場合があることが分かる。また、C組合では、「応募者が地域の代

表者（自治会長）の場合において、応募地が複数の地域にまたがる際は、該当する全ての地域の代表者（自治会長）の連名による応募」を必要としていた。

4-5-2-6 応募条件

本アンケート調査結果から、応募条件における「土地取得」に関する記載の有無について、表4-19に示す。表4-19より、応募条件に「土地取得」に関する記載がある事業主体は4主体あり、全体の80%を占めていることが分かる。

表 4-19 土地取得に関する記載の有無 (n=5)

記載の有無	回答数	回答率	該当事業主体
記載有り	4	80%	B市, C組合, D組合, E連合
記載無し	1	20%	A市
合計	5	100%	

土地取得に関する具体的な記述について、表4-20に示す。表4-20より、地権者の同意について、4主体全てが応募条件に記載していることが分かる。この結果と、4-5-2-5の応募者が応募するために必要な同意で述べたことから、応募者が応募するにあたって、地権者の同意を得ることは重要事項であることが考えられる。

表4-20 土地取得に関する具体的な記述 (n=5)

土地取得に関する記述	分類
地権者の了承を得られること (B市)	地権者の同意
取得確実性は、地権者全員の連名応募、または、地権者全員の同意をえたうえで応募を条件にしたことで担保 (C組合)	
施設の建設について地権者の同意が見込めること (D組合)	
土地所有者の同意 (E連合)	
3~4haの面積を確保できること (B市)	施設に必要な面積の確保
25,000m ² 程度の土地が確保できること (防災調整池が必要な場合は、それ以上の面積が必要となる可能性があること及び土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外する旨も明記) (C組合)	
関係市町の区域内の土地であること (C組合)	その他
洪水ハザードマップにおいて注意喚起されている土地ではないこと (C組合)	
県立〇〇自然公園に指定されている土地ではないこと (C組合)	
活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、幅員7m以上のアクセス道路の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと (C組合)	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された2013年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと (C組合)	

4-5-2-7 応募された用地の選定

本アンケート調査結果から、応募された用地を選定するための明確な評価基準の有無について、表4-21に示す。表4-21より、全ての事業主体で、応募された用地を選定するための明確な評価基準があることが分かる。これは、評価基準を明確にすることで、用地が複数応募された場合に、その応募された用地から公平に用地選定を実施できることが理由として考えられる。

表4-21 応募された用地の選定を実施する明確な評価基準の有無 (n=5)

評価基準の有無	回答数	回答率	該当事業主体
評価基準有り	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
評価基準無し	0	0%	
合計	5	100%	

次に、応募された用地の選定評価基準において重視した項目について、表4-22に示す。表4-22より、応募された用地の選定評価基準において重視した項目として、「経済面」を選択した事業主体が4主体あり、最も多いことが分かる。その次に、「インフラ整備状況」を選択した事業主体が3主体であり、多い結果となった。この結果から、応募された用地の選定評価基準においては、ごみ処理施設の建設費やその後の整備・運営費、運営の容易さなどが考慮されて設定されているのではないかと考えられる。また、その他の内容として、B市では「土質・地質条件」、C組合では「周辺住民の理解度・協力度」、D組合では「土地利用上の法規制・環境等に係る立地特性・合意形成」を、それぞれ重視している結果となった。

表4-22 応募された用地の選定評価基準において重視した項目 (n=5) ※複数回答可

重視した項目	回答数	回答率	該当事業主体
経済面	4	80%	A市, B市, D組合, E連合
インフラ整備状況	3	60%	A市, B市, E連合
土地取得の容易さ	1	20%	E連合
周辺環境への影響	1	20%	A市
その他	3	60%	B市, C組合, D組合

応募された用地の選定評価基準への地域住民の意見の取り入れの有無について、表4-23に示す。表4-23より、1主体で、応募された用地の選定評価基準へ、地域住民の意見を取り入れたことが分かる。地域住民の意見を取り入れたC組合では、「評価基準は、地域住民(関係市町住民)から応募のあった住民が主体の検討委員会で審議した。」と回答があった。また評価基準に関する説明会についても、応募形式を実施した5主体の内、C組合でしか実

施されていなかったことが分かった。これらのことから、応募形式を実施した事業主体において、応募された用地の選定評価基準へ、地域住民の意見の取り入れを実施している事業主体は少ないことが考えられる。その理由として、応募された用地の選定評価基準においては、地域住民の考えを重視するのではなく、表4-22の用地選定の評価において重視した項目について述べたように、経済面やインフラ整備状況など、その地域全体のことを重視しているのではないかと考えられる。また、応募用地を選定する評価基準に関しては、応募のあった自治会に属する住民の意見を取り入れてしまうと、選定基準に不公平が生じてしまい、用地選定に影響してしまうことが推測できる。そのため、住民の中でも、特に応募のあった自治会に属する住民に関しては、用地選定の評価基準の決定への介入を避けているのではないかと考えられる。

表4-23 応募された用地の選定評価基準への地域住民の意見の取り入れの有無 (n=5)

取り入れの有無	回答数	回答率	該当事業主体
取り入れ有り	1	20%	C組合
取り入れ無し	4	80%	A市, B市, D組合, E連合
合計	5	100%	

本アンケート調査から、応募された用地の選定評価基準に関する情報公開について、表4-24に示す。表4-24より、A市とC市では応募された用地の選定評価基準をすぐに公開しており、E連合では、一定の時間が経過後公開していることが分かる。

表4-24 応募された用地の選定評価基準に関する情報公開 (n=5)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
B市	公開なし	
C組合	すぐに公開	選定評価基準や地域振興策の基本的な考え方を記載した「候補地の募集要項」を下記により周知 組合HP, 組合広報紙, 関係市町HP, 関係市町広報紙, 関係市町の全町内会に回覧, 関係市町内の駅・金融機関及び行政施設で配付(全67箇所), 新聞記事掲載依頼(1社が協力)
D組合	公開なし	
E連合	一定の時間が経過後公開	広域組合のHP

次に、本アンケート調査から、応募された用地の選定評価基準の情報公開と、応募形式実施理由である「近隣の地域で応募形式の実施があった」の関係について、表4-25に示す。表4-25より、応募された用地の選定評価基準の情報公開を実施している事業主体は、応募形式の実施理由として、「近隣の地域で応募形式の実施があった」を選択しておらず、応募された用地の選定評価基準の情報公開を実施していない事業主体は、応募形式の実施理由

として、「近隣の地域で応募形式の実施があった」を選択していることが分かる。この結果から、応募された用地の選定評価基準の情報公開と応募形式の実施理由の1つである「近隣の地域で応募形式の実施があった」は、関係性があるのではないかと推測される。

表4-25 応募された用地の選定評価基準の情報公開と応募形式実施理由「近隣の地域で応募形式の実施があった」のクロス集計表 (n=5)

情報公開の有無	選定評価の情報公開の時期	応募形式の実施理由	
		「近隣の地域で応募形式の実施があった」の有無	
		有り	無し
公開有り	すぐに公開		A市, C組合
	一定の時期が経過後公開		E連合
公開無し	—	B市, D組合	

4-5-2-8 応募用地と現地調査

本アンケート調査から、応募された用地の件数について、表4-26に示す。表4-26より、A市では8件、B市では3件、C組合では4件、D組合では3件、E連合では6件の応募があったことが分かる。

表4-26 応募された用地の件数 (単位：件, n=5)

事業主体	応募件数
A市	8
B市	3
C組合	4
D組合	3
E連合	6

次に、応募された用地に関する情報公開について、表4-27に示す。

表4-27 応募された用地に関する情報公開 (n=5)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
B市	一定の時間が経過後公開	市の記者発表資料として公表
C組合	すぐに公開	組合HP, 組合広報紙, 関係市町HP, 関係市町広報紙
D組合	すぐに公開	市町村のHP
E連合	すぐに公開	広域組合のHP

表4-27より、A市とC組合とD組合とE連合では、応募された用地に関する情報をすぐに公

開しており、B市は一定の時間が経過後公開していることが分かる。これより全ての事業主体において、応募された用地に関しては情報を公開していることが分かる。

次に、本アンケート調査から、現地調査の有無について、表4-28に示す。表4-28より、全ての事業主体が応募された用地を現地調査していることが分かる。また、現地調査の内容としては表4-29のようなことが実施されている。

表4-28 応募された用地の現地調査の有無 (n=5)

現地調査の有無	回答数	回答率	該当事業主体
現地調査有り	5	100%	A市, B市, C組合, D組合, E連合
現地調査無し	0	0%	
合計	5	100%	

表4-29 応募された用地の現地調査の内容 (n=5)

事業主体	調査内容
A市	地元区の理解, 搬入道路の確保, 災害のリスク, 法律等の規制
B市	土質・地質・地下水の状況を確認するためのボーリング調査
C組合	①土地形状のいびつさ ②大規模な不法投棄や土壌汚染の有無 ③候補地周辺の住宅の状況 ④地域の景観に与える影響 ⑤候補地内及び周辺の自然環境 ⑥地域活性化の可能性
E連合	選定会議委員と学識経験者が2日間かけて現地調査を行う ①現地用地の形状や周辺環境 ②<自然環境>植物(絶滅危惧種、希少種等)と動物(猛禽類), <防災>地震、水害等, <施設整備>廃棄物処理の整備について, 学識経験者がそれぞれの専門的な観点から調査。※不足する場合は, 独自に追加調査。 ③現地に向かうまでの道路状況と搬入搬出に関する交通状況の確認
D組合	土地利用上の法規制の状況, 立地特性の状況

次に、本アンケート調査から、応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報公開について、表4-30に示す。

表 4-30 応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報公開 (n=5)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
B市	すぐに公開	市の記者発表資料として公表
C組合	すぐに公開	組合HP, 組合広報紙, 関係市町HP, 関係市町広報紙, 住民報告会 (1回)
D組合	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
E連合	一定の時間が経過後公開	広域組合のHP

表4-30より、A市とB市とC組合とD組合では、応募された用地に関する情報をすぐに公開しており、E連合は一定の時間が経過後公開していることが分かる。これより全ての事業主体において、応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報を公開していることが分かる。

本アンケート調査から、用地選定委員会発足から用地選定までの流れに関する情報公開について、表4-31に示す。表4-31より、A市とC組合とD組合とE連合では、応募された用地に関する情報をすぐに公開しており、B市は一定の時間が経過後公開していることが分かる。これより全ての事業主体において、用地選定委員会発足から用地選定までの流れに関する情報を公開していることが分かる。

表4-31 用地選定委員会発足から用地選定までの流れに関する情報公開 (n=5)

事業主体	公開時期	公開手段
A市	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
B市	一定の時間が経過後公開	市の記者発表資料として公表
C組合	すぐに公開	組合HP・組合広報紙・関係市町HP・関係市町広報紙・住民報告会(1回)
D組合	すぐに公開	市町村のHP, 自治体の広報誌
E連合	すぐに公開	広域組合のHP

表4-30, 表4-31より、応募形式を実施した全ての事業主体で用地決定の過程や用地選定の全体的な流れが情報公開されているため、応募形式を実施している多くの事業主体では、これらの情報が公開されていることが考えられる。

4-5-3 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定

4-5-3-1 応募形式によるごみ処理施設用地選定の検討

本アンケート調査結果から、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における、応募形式の検討の有無について、表4-32に示す。

表4-32 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における
応募形式の検討の有無 (n=99)

検討の有無	回答数	回答率
検討有り	3	3%
検討無し	93	97%
合計	96	100%

表4-32より、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、応募形式によるごみ処理施設用地選定の検討をしていない事業主体が93主体であり、全体の

97%を占めていることが分かる。また、検討ありと回答した事業主体も3主体あり、その3主体では何らかの理由で応募形式によって用地決定しなかったことが分かる。そのため、応募形式によるごみ処理施設用地選定について調査する上で、この3主体の用地選定の過程について注目することも意義があると考ええる。これら応募形式を検討した事業主体を、それぞれF市、G市、H連合と以下表記する。

次に、ごみ処理施設用地選定に応募形式を実施しなかった理由について、表4-33に示す。表4-33から、応募形式を実施しなかった理由として、「行政主導の方が良いと考えたため」を選択した事業主体が39主体あり、最も多いことが分かる。次に「現地建て替えを行ったため」を選択した事業主体が29主体あり、多い結果となった。また、応募形式を検討した事業主体については、F市では「一度応募形式を実施したが応募がなかったため」、G市では「行政主導の方が良いと考えたため」、「現地建て替えを行ったため」、H連合では「一度応募形式を実施したが応募がなかったため」という回答があった。この結果から、G市では、ごみ処理施設用地選定方法として応募形式を検討はしたが、実際には応募形式を実施せず、現地建て替えを実施したことが分かる。また、その他の回答は表4-34に示す。

表4-33 応募形式を実施しなかった理由 (n=99) ※複数回答可

理由	回答数	回答率
行政主導の方が良いと考えたため	39	39%
現地建て替えを行ったため	29	29%
一度応募形式を実施したが応募がなかったため	2	2%
その他	34	34%

表4-34 応募形式を実施しなかった理由のその他の回答 (n=30)

理由	項目
旧施設の埋立残余容量が少なく時間的余裕が無かった	時間的余裕が無かった
既存(従前)施設の稼働期限が法的に定められたため、他の建替用地を選定する時間的余裕がなかったため	
建設用地選定については急を要したため、代表者らによって検討とした	
ダイオキシン類対策措置法に対応するため、時間的猶予がなかった	
候補地が決定していたため	候補地が決定していた
既存施設の建設時に将来の建替用地として取得していた	
用地が限定されていた	
すでに用地の確保があったため	既存施設の敷地内または隣接地とした
将来の施設の建て替えを考慮して、隣接地としたため	
工業団地内の現施設の隣に市所有の運動公園があり、市内部では、センターの建て替え用地という話もあった。地元自治会と自治連合会とは、施設運営に関して協定書を交わしており、その中で、施設の更新や改修時には、事前に了解を得ることという一文があり、計画当初から、この協定書に基づき、現在の敷地に運動公園を含めた範囲を用地と考え話し合いを進めた	
旧〇〇市の施設隣接地に建設したため	
既存施設の敷地内に建替用地があるため	
応募をする地域があるとは考えられないため	応募がないと見込んだ
ほとんどが住宅地であり、施設を建設できる土地は応募をしてもないと判断したため	
当時は想定していなかった	概念がなかった
当時その概念がなかった	
〇〇最終処分場下流域の土地所有者が市の買収を望んでいるとの情報を得ていた	有効利用要望
地元地区からの用地有効利用の要望による	
不明	不明
用地選定委員会発足、施設建設候補地決定及び施設建設用地決定については、施設設置市に一任されているため詳細は不明	
不明	その他
町有地であったため	
基本構想で建設用地に必要な条件(面積、自然環境等)を抽出し、用地の絞り込みを行うことで該当用地が1か所になったため	
市内全ての土地を対象にして、適地を選定していく方式をとることで、特定の場所ありきではない、客観的な視点による選定ができると考えたため	
用地選定については、新規最終処分場適地選定調査を実施(2000年8月)し、〇〇第5ブロックを候補地とし、その後、地元や関係団体への説明をはじめ、市議会への報告や各種届出等の手続きを行っている	
広域化計画を含め、長年に渡り移転先の検討・調整を行っていたため	
広域からの中継地を処理施設地として進めた経過である	
誘致を希望する地区も複数あったが、隣接地区の反対等により、暗礁に乗り上げたことから、他の方法を選択した	
総合ごみ処理施設を建設するにあたり、施設を1箇所集約させる計画だったため	
事業主体での用地選定	

4-5-3-2 ごみ処理施設用地選定委員会

本アンケート調査結果から、外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無について、表4-35に示す。表4-35より、外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は14主体、ない事業主体が76主体であり、外部の専門家を含めた用地選定委員会がない事業主体が82%を占めていることが分かる。また、その他の内容としては、「外部の専門家を含めた用地

選定委員会は無いが、組織内の人々で構成される用地選定委員会や検討委員会はある」や「現在検討中」であった。そして、組織内の人々で構成される用地選定委員会の中には、その委員会の委員が、外部の専門家に意見聴取を実施している事業主体もあった。

表4-35 外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無 (n=93)

選定委員会の有無	回答数	回答率
選定委員会有り	14	15%
選定委員会無し	76	82%
その他	3	3%
合計	93	100%

次に、外部の専門家を含めた用地選定委員会があると回答した13主体の、委員会の開催期間と回数について、それぞれ表4-36、表4-37に示す。表4-36より、外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催期間の平均値は26.9ヶ月、最大値は110.0ヶ月、最小値は1.0ヶ月、標準偏差は32.5ヶ月であることが分かる。そして表4-37より、外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数の平均値は14.8回、最大値は54.0回、最小値は2.0回、標準偏差は13.6回であることが分かる。それぞれ最大値と最小値に大きな差があることから、ごみ処理施設用地選定に要する時間に大きな違いがあることが言える。その用地選定に要する時間は、用地選定方法や地域性に要因があると推測でき、その地域に最適な用地選定方法を追求していく必要があると言える。

表4-36 外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間
(平均値等, 単位: ヶ月, n=13)

委員会の開催期間	選定委員会の開催期間
平均値	26.9
最大値	110.0
最小値	1.0
標準偏差	32.5

表4-37 外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数 (平均値等, 単位: 回, n=13)

委員会の開催回数	選定委員会の開催回数
平均値	14.8
最大値	54.0
最小値	2.0
標準偏差	13.6

また、委員会の構成について、表4-38に示す。表4-38より、12主体で学識経験者が委員会に含まれており、外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体では、ほぼ全ての事業主体において学識経験者を委員会に含んでいることとなる。また、地域代表を委員会

に含んでいる事業主体が9主体あり、多くの事業主体で地域代表を委員会に含んでいることが分かる。

表4-38 外部の専門家を含めた用地選定委員会の構成（単位：人，n=13）

事業主体	学識経験者	専門委員	応募委員	環境衛生委員	地域代表	その他	合計
No.1	2					3	5
No.2	4				8	7	19
No.3					20	11	31
No.4	5		2		2	5	14
No.5	2		1	2	1	2	8
No.6	4						4
No.7	2			3	6	3	14
No.8	3		6	6	8	4	27
No.9	3		2		6	4	15
No.10	1		2	1		23	27
No.11	2				2	13	17
No.12	6						6
No.13	1			2	1	6	10

次に、ごみ処理施設用地選定方法と、外部の専門家を含む用地選定委員会の関係について、表4-39に示す。

表4-39 ごみ処理施設用地選定方法と外部の専門家を含む用地選定委員会の有無のクロス集計表（n=76）

応募形式の有無	外部の専門家を含む用地選定委員会の有無			合計
	委員会有り	委員会無し		
		外部の専門家に意見聴取有り	外部の専門家に意見聴取無し	
応募形式有り	3(60%)	1(20%)	1(20%)	5(100%)
応募形式無し	14(20%)	3(4%)	54(76%)	71(100%)
合計	17(22%)	4(5%)	55(73%)	76(100%)

※（ ）内は各合計に対する割合を示す

表4-39より、応募形式を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体が4主体あり、80%を占めていることが分かる。そして、応募形式以外の用地選定方法を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体は、17主体あり、24%であることが分かる。この結果から、応募形式以外の用地選定方法を実施した事業主体と比べて、応募形式を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体の割合が多いこ

と分かる。4-5-2-2でも述べたが、現在では、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体が少なく、今後増加していくことが考えられる用地選定方法であることから、外部の学識経験者などの専門的な知識が、他の用地選定方法と比べると必要なことが理由として推測できる。

4-6 まとめ

本章の目的である、ごみ処理施設用地選定の現状把握（目的1）について、321の事業主体に対するアンケート調査結果から分かる点を、以下にまとめる。

(1) ごみ処理施設用地選定方法の全体傾向について

- 1) 現地建て替えを実施していない事業主体は全体の58%を占めている。
- 2) 応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体は4%であり、非常に少ない。
- 3) 現地建て替えを実施した事業主体を除いた時、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体の割合は、過去と比べて増加している。また、応募形式を実施した事業主体が増加し、応募形式を実施していない事業主体が減少していることから、今後、現地建て替えを行わなかった場合におけるごみ処理施設の用地選定では、応募形式の割合がさらに増加するのではないかと考えられる。

(2) 応募形式によるごみ処理施設用地選定について

- 1) 応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した理由として、「行政主導では不可能と考えたため」をあげている事業主体が80%であり最も多い。
- 2) 外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は60%である。その委員会には、外部の学識経験者が全ての事業主体に含まれている。
- 3) 用地選定委員会がある事業主体において、その委員会に関する情報を公開している事業主体は75%である。
- 4) 応募形式に関する住民説明会を実施した事業主体は80%を占めている。
- 5) 施設用地を応募する以前に、全ての事業主体で用地募集の告知をしている。その手段として、市町村のHPを用いている事業主体が80%であり最も多い。
- 6) 全ての事業主体で地域の代表者に応募者資格がある。その地域の代表者が応募する条件として、地権者の同意や地域住民の同意などを得る必要がある。
- 7) 応募された用地を選定するための明確な評価基準は、全ての事業主体である。評価において重視する項目は「経済面」を選択する事業主体が80%占めており最も多い。
- 8) 評価基準に地域住民の意見を取り入れた事業主体は1主体だけである。また、その事業主体だけで、評価基準に関する説明会を実施している。用地選定の評価基準に関する情報は、その事業主体の他に2主体を含めた3主体で公開されている。
- 9) 全ての事業主体で、応募された用地を現地調査している。

- 10) 全ての事業主体で、応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報と、選定委員会発足から用地選定までの流れに関する情報は公開されている。これより、応募形式を実施している多くの事業主体では、用地決定の過程や用地選定の全体的な流れが情報公開されていることが考えられる。

(3) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定について

- 1) ごみ処理施設用地選定方法として応募形式を検討した事業主体は3%と非常に少ない。
- 2) 応募形式を実施しなかった理由として、「行政主導の方が良いと考えたため」をあげている事業主体が39%であり最も多い。
- 3) 外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は15%である。
- 4) ごみ処理施設用地選定に要する時間には地域によって大きな差があり、その地域に最適な用地選定方法を追及していく必要があると言える。
- 5) 応募形式以外の用地選定方法を実施した事業主体と比べて、応募形式を実施した事業主体では外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体の割合が多い。現在では、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体が少なく、今後増加していくことが考えられる用地選定方法であることから、外部の学識経験者などの専門的な知識が、他の用地選定方法と比べると必要なことが理由として推測できる。

